

5歳児（4歳児クラス）健康診査

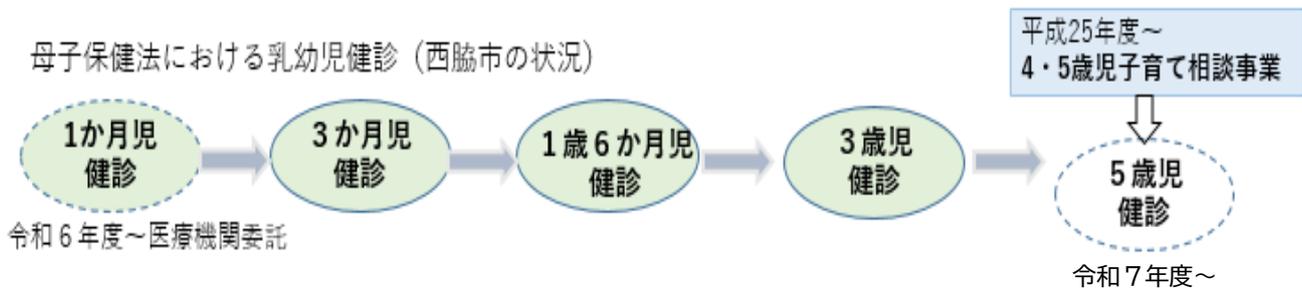
1 目的・経緯（法的根拠：母子保健法第1条）

母子保健医療対策総合支援事業の実施について（令和5年12月28日付こ成母発第375号こども家庭庁成育局長通知）

幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

新たに、1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成することにより、出生後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する。

※5歳児健診の対象：概ね満4歳半から5歳半まで



2 実施状況

(1) 令和7年度対象児童

令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれの児童（約230人）

以後、毎年、就学の前々年度の4歳児クラスの児童を対象に実施

(2) 健診項目

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 精神発達の状況
- ④ 言語障害の有無
- ⑤ 育児上問題となる事項の確認（生活習慣の自立、社会性の発達、食事等）

(3) 実施方法・時期

① 市内の認定こども園通園児

実施形態 ・内科健診：各園の定期健診時に園医（嘱託医）が実施

・発達健診：専門医師による園巡回方式で実施

実施時期 5月～7月：4園（令和7年度は、比延・かすが・芳田・黒田庄）

10月～12月：4園（令和7年度は、西脇・どれみ・日野・つま）

② 認可外や市外の保育施設等の利用児、未就園児及び認定こども園の健診欠席児

実施形態：集団健診（1回）専門医師

実施時期：2月頃（令和7年度は令和8年2月5日実施）

※ 5歳児健診の結果を、その後の発達支援や就学支援に生かすことについて、事前に保護者の同意を得て実施する。



健診結果及び事後相談の結果については、認定こども園、学校教育課、幼児教育センター（幼保連携課）で共有

★就学支援の連携強化 ★就学後の継続支援

3 健診後の支援体制

- ・ 健診により発達特性が見受けられた場合は、はぴいくサポートセンターが実施する発達相談等の利用を勧奨する。
- ・ 認定こども園、教育委員会、専門機関等との連携のもと、安心して就学ができる環境をつくることにより、児童の成長発達の促進と保護者の不安解消に努める。
- ・ 発達特性により就学後の支援が必要と思われる児童に対し、学校教育課が実施する就学説明会に案内し、就学後の支援体制の現状や、相談窓口の紹介等の説明会を実施する予定